

のであつたならば、夫れは主務大臣が主として軍事の目的を有する路線として國道路線に認定する價值あるや否やを判斷し認定するより外ないのである(田中幹事)

問 普通三等郵便局の爲にする道路占用は國の事業の爲にする道路占用と解すべきものなるや(熊本生)

答 本問題を解決するには、普通三等郵便局の事務の總てが國の事業なるや否やを明にするを以て捷徑とす、地方遞信官

署官制に依れば、普通三等郵便局長は官吏であつて、其の事務は郵便、小包郵便、郵便爲替、郵便貯金及簡易生命保險の現業事務を掌り、電信及電話の現業事務を兼掌することを得るものとし、他に臨時命を承け通信に關する遞信省の事務を助け、之が事務遂行に要する經費に付ては、一定の制限ありて、特に全國的に統一を要する所定様式の用紙類(露報賴信紙、郵便物受領證、爲替に關する證書等の類)等は直轄費の支辨に屬し、其の他は、會計法第二十二條、會計規則第六十一條及明治四十年四月一日遞信省令第十四號郵便、電信及電話官署經費渡切規則施行細則の定むる處に依り當該郵便局長に對し一定種目の經費即ち事務費、集配費、遞送費を一定額のみを渡切り、此の交通額を以て指定せられたる一切の費用支辨に充當するのである、其の經費の支辨に關しては官職名を以て

すると否とに拘らず、總當該郵便局に自己の責任とし、政府其の責に任せざるものと爲すも、觀念上純然たる國費支辨たるより看るときは其の事務は國の事業たる遞信事業の一部たり得るは明かなるが故に、普通三等郵便局長の執行する事務は國の事業なりと爲す、故に之が事務執行に要する道路の占用は國の事業に付道路を占用するものと認む、

以上は普通三等郵便局の執行する事務に對する解釋なるも、普通三等郵便局の其の事務所たるべき局舎の新築、改築又は修繕は所謂局の事務として國の事業たり得るや否やの問題がある、普通三等郵便局の經費は上述したる如く限定的に政府の負擔するものなるが故に其の他の費用は他の特定三等局又は一、二等局の局舎に於ける新築、改築又は修繕と異なり、當該局長の資産(一般收入)を以て支辨するものと解せざるべからず、故に其の新築改築は全く私的生活に屬するものと觀るべく結局郵便局長が私人として建築負擔を爲すものと解するを、正當と爲すが故に、その建築の爲にする道路の占用は國の事業の爲にする占用と認むることを得ざるものと解す(囑託淺香小兵衛)

注意 道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員各位は隔意なく質問せられんことを望む。